

能勢町都市計画法施行条例新旧対照表

改 正 条 例	現 行 条 例
<p>(法第34条第12号の開発行為)</p> <p>第3条 法第34条第12号の規定により条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域（<u>安全性が確保されると認められる土地の区域として規則で定める区域を除く。</u>）及び同条第7号に掲げる区域として規則で定める区域以外の区域において、次の各号のいずれかに該当する建築物の建築の用に供する目的で行われる開発行為とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(令第36条第1項第3号ハの建築行為等)</p> <p>第4条 令第36条第1項第3号ハの条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設（以下「建築行為等」という。）は、令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域（<u>安全性が確保されると認められる土地の区域として規則で定める区域を除く。</u>）及び同条第7号に掲げる区域として規則で定める区域以外の区域において行う建築行為等のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(法第34条第12号の開発行為)</p> <p>第3条 法第34条第12号の規定により条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域</p> <hr/> <p>及び同条第7号に掲げる区域として規則で定める区域以外の区域において、次の各号のいずれかに該当する建築物の建築の用に供する目的で行われる開発行為とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(令第36条第1項第3号ハの建築行為等)</p> <p>第4条 令第36条第1項第3号ハの条例で区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設（以下「建築行為等」という。）は、令第29条の9第1号から第6号までに掲げる区域</p> <hr/> <p>及び同条第7号に掲げる区域として規則で定める区域以外の区域において行う建築行為等のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>